

平成 31 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第 1 回 臨 時 会 (第 1 号)

招集年月日	平成 31 年 1 月 16 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時 及び宣告	開 会	平成 31 年 1 月 16 日 午前 9 時 30 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
	閉 会	平成 31 年 1 月 16 日 午前 9 時 54 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 12 名 欠席 0 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (12)	西 嶋 二 郎	○	5	福 島 教 次 郎	○
	副 議 長 (7)	岩 根 和 博	○	6	藤 原 修 治	○
	1	日 高 学	○	8	山 本 幹 雄	○
	2	中 原 保 彦	○	9	安 田 勝 司	○
	3	波 多 野 康 博	○	10	籾 根 正 一	○
4	原 克 美	○	11	佐 竹 一 夫	○	

会議録署名員	11番	佐竹一夫	1番	日高学
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆		
	副町長	岸本建夫		
	総務課長	小田運博		
	企画財政課長	井上陽生		
	建設課長	添谷正夫		
	教育課長	漆谷千鳥		
職務により議会に出席した者の職・氏名	議会事務局長 漆谷和彦 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成31年美郷町議会第1回臨時会議事日程

(第 1 号)

平成31年 1月16日(水) 午前9時30分 開会

日 程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	議案の上程、説明、質疑、討論及び表決 【予算案】 議案第1号 平成30年度美郷町一般会計補正予算(第7号) 【一般事件案】 議案第2号 財産の処分について
4	議員派遣の件

(開 会 午 前 9 時 3 0 分)

●西嶋議長

おはようございます。

全議員出席であります。

ただ今から、平成31年美郷町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、美郷町議会会議規則第127条の規定により、11番・佐竹議員、1番・日高議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決しました。

日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本臨時会に提案を受けております議案は、予算は1件、一般事件案1件の計2件であります。

議案第1号から議案第2号までの2議案を一括上程いたします。

それでは議案第1号から順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

上程させていただきました議案第1号について、ご説明を申し上げます。本補正予算は、学校施設環境改善交付金を財源と予定をしておりました整備を、先の国の閣議決定によります教育施設のブロック塀、冷房対策臨時特例交付金の採択を受けたことで、学校空調設置に設備費用において調整をする補正予算でございます。補正予算は総額から362万8000円を減額して、総額は、歳入歳出ともに81億3001万6000円とするものです。最初に2ページ、第1表、歳入歳出補正の歳入内容を説明します。7ページの事項別明細書をお願いいたします。まず歳入でございます。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目4教育費補助金でございます。節まず1の小学校費補助金でございます。大規模改造補助金、こちらの方は邑智小学校の図工室の空調施設の整備事業の追加分として43万5000円を計上しております。節2中学校費補助金、こちらは同様に大規模改造補助金として206万3000円を減額をしております。先ほど申しましたように、この度の臨時特例交付金の採択案件により、対策事業の枠が変わった為、事業の縮小による減でございます。その下、款

17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金でございます。こちらは、この度の補正予算によりまして、財政調整基金の繰入を200万で計上させていただきます。その下、款20町債、項1町債、目7教育債でございます。まず節1小学校整備事業債、こちらは邑智小学校の図工室の計上分として、この学校教育施設等整備事業債を80万計上させていただきます。2、中学校整備事業債、こちらは従来こちらの方は、過疎対策事業債を充当しとりましたが、この度の特例交付金につきましては、学校教育施設整備事業債を充当させていただきます。これにつきましては、この度の特例措置におきまして、交付金の充当額等々の中で、こちらの方が、ほぼ100%の充当率ということになった為、地方債の振替をするものでございます。次ページをお願いします。3歳出でございます。款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございます。こちらの学校管理費につきましては、001学校管理費、こちらが邑智小学校の図工室の事業採択による増でございます。全体額を130万7000円としております。続きまして、款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費でございます。こちらは先ほどお話を差し上げましたように、学校管理費の中の工事費につきましては、それぞれ設計測量並びに工事請負費として、それぞれ216万6000円、259万8000円減額をしております。内容につきましては、事業採択を受けることができなかつた大和中の格技場ですか、そして邑智中学校の剣道場の整備の不採択による事業費の減でございます。款14予備費、項1予備費、目1予備費、こちらは財政調整基金の繰入の10万以下の端数調整に伴います組替えで生じるものでございます。そして最後にですね、地方債でございます。4ページをお願いします。変更点のみ申し上げます。下の項目から数えて7番目でございます。学校整備事業債、こちら学校整備事業債80万増額しまして3680万を限度額としております。その下、中学校整備事業債、こちらは2030万の限度額でございましたが、480万を減額をいたしまして1550万とするものでございます。合計で申しますと、この度の補正前の限度額が18億1020万、これを400万減額をいたしまして、補正後の限度額を18億620万とするものでございます。なお、限度額以外の記載方法、利率、償還の方法等の変更点はございません。以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●西嶋議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

教育委員会関係の補正でございますので、私の方から追加で説明をさせていただきます。今回の補正は、児童生徒等の熱中症対策としての空調設置及び倒壊の危険があるブロック塀対策について、臨時特例的措置で、新たにブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金が創設され、本町から要望を上げておりました学校空調設置事業について、平成30年12月4日付で、内定を受けたことによるものです。今回、国が対象とした空調設置事業は、普通教室及び特別教室の空調新設で、本町では空調設備が未設置の特別教室について内定がありました。国庫補助率は3分の1です。設置の予定箇所は、邑智小学校図工室、邑智中学校技

術室、調理室、被服室、生徒会室、美術室。大和中学校ベース教室、調理室、美術室、技術室、被服室の11カ所になります。それぞれ採択となりました面積と配分基礎単価により算出した工事費が、邑智小学校分が130万6000円、邑智中学校分が1154万5200円、大和中学校分が1145万6802円でございます。それぞれこの金額に補助率を掛けましたものが国庫補助額となります。今年度、当初予算に計上しておりました学校施設環境改善交付金が年度当初に不採択となりました。教育委員会としましては、再配分を引き続き要望いたしておりました。この度採決となりましたが、当初要望しておりました設置箇所の内、邑智中学校の会議室と教材室、大和中学校の給食準備室については、残念ながら補助対象となりませんでした。また、昨年度末に設置が決定をされました邑智中学校通級指導教室についても対象事業として要望しておりましたが、通級指導教室は普通教室で使用頻度が高く、加えて夏の暑さが厳しくなることが予想されたため、やむなく6月30日に空調設置に着手をいたしました。このブロック塀冷房設備対応臨時特例交付金では、事業の緊急性から既に完了した事業についても対象とされることとなっておりますが、12月4日の内定通知で7月23日以降に着手した事業を対象とするという要件が示されました。これにより通級指導教室につきましては、補助対象外となってしまいました。そのため、今回の補正により、一般財源に振り替えさせていただくものです。補助対象となりました特別教室につきましては、国から示された基準に基づいて精査し、今回の補正予算に計上させていただきました。空調設置工事につきましては、今月末に入札、発注を行う予定でございます。以上です。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

上程になりました議案第2号について、ご説明いたします。この財産の処分は、島根県が行う国道375号粕淵工区の交通安全工事の実施に当たり、町の所有する土地、建物が道路用地として必要であるため、売却するものです。売却するのは、土地は粕淵71番地の2、公簿面積529.02平方メートルの内193.79平方メートル、建物は一式となっております。この財産は平成28年6月定例会で議決を経て取得したものでございます。契約金額は4504万942円で、内訳は土地代金が279万576円。建物一式が4225万366円であり、随意契約による売却処分となります。仮契約は、平成30年12月25日付で締結しており、この度議決をいただきますと、3月末に引き渡しを予定しております。なお、建物は解体するのみで、移転はいたしません。以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●西嶋議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

はじめに、議案第1号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第1号の質疑は終わります。

続きまして議案第2号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

375の移転に伴う案件でありますけど、土地開発基金でもって先行取得をしたものということでもあります。公共の用に供するとか、あるいは公共の利益にかなう場合には先行取得をするということ、大変都市開発基金が活きたということでも良かったと思いますけど、28年の6月の議会で承認されたと言われました。その後ですね、2年余り経っておりますけど、建物ですね、修繕行為、そういったこともなされたんじゃないかと思えます。それに対する経費がどのぐらい掛かるか、あるいは今度それをですね、解体する時にどのぐらいの費用が掛かるか、その辺のところをお聞きしたいと思いますけど。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

現在までに掛かった経費の内、修繕関係につきましては、取得してすぐ屋根の修繕等に掛かった費用が約300万掛かっております。その後の維持管理といたしまして約16万円、それから建物解体につきましては、解体費用として現在1800万円ぐらいが積算額となって計上をしております。以上でございます。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

はい、了解しました。今の話の中では、529平米から190平米分ぐらいの用売が掛かるということで、残地が300平米ちょっと出るわけであります。その残地ですね、隣には個人の隣接所有者がおられますし、また両隣りにはまたJAさんがおられるということで、道路の拡幅に伴ってですね、28年の時に個人の方の駐車場、車庫ですね、車庫も移転にかかるんじゃないか、希望があれば売却の要望に応じてもよろしいというような前の建設課長の発言ではなかったかと思えます。それとJAさんもですね、本所の横に、本所ではないですね、あそこの建物の横に駐車場がありますけど、非常に手狭です。JAさんも多分売りが売りに出ればですね、欲しいんじゃないかというような希望を持たれると思えますけど、希望があれば隣接所有者等々に対してですね、売却されるお気持ちがあるのかなのか、その辺のとこと、あの土地については、温泉の権利が付いとるんですね、泉源があります。そ

の泉源が現在どのようになっておるのか。その評価をどのようにされておるのか。もし売却する予定であればその泉源の権利も一緒に売却する。その売却単価に含める。その辺ところのちょっと見解をお聞かせ願いたいと思います。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●小田総務課長

まず残地につきましては、現在島根県の方から代替地として提供できないだろうかという協議を受けておりました、道路用地で移転対象になれる方が宅地として現在要望しておられるというふう聞いておりました、現在協議中となっております。それから温泉の関係なんです、現在温泉は出ていない状況となっております、それで場所につきましては、今現在、町が所有する場所でないところに泉源があるため、そこらの取り扱いについては現在詳細を検討しております。以上です。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

泉源がですね、建物の土地の中にあっただと思っただんですが、違ったわけでありましてね。わかりました。それで、今具体的にですね、売却価格が幾ら、あるいは解体費が幾らと等々言われました。昨年からですね、これ平成28年度の案件であります。公会計が入りまして、財務4表が公表になりました。貸借対照表も公表になっております。固定資産台帳もホームページ上で公表になっております。固定資産がですね、現在1万2000件ばかりありまして、土地に対しては9500件ぐらいあります。1万件ぐらいある中で、私探したんですけど、この簿価が幾ら、現在幾らになつとるかというのが、探すことができなかったわけでありまして、現在この案件ですね、土地の価格が土地部分が幾ら、建物部分が幾らの評価になっておるわけでしょうか。それ今言われまして、279万576円、4200数万円と言われましたけど、このものは固定資産台帳にその金額で載つとるわけでしょうか。私確認できませんでしたけど。できなかったんですけど。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

土地の買収代金につきましては、標準時価の単価を適用して、島根県との交渉の中での金額になっております。建物の補償額は、取得額、それから解体費用その他色々雑費的なものを計算をいたしましての補償額ということで、金額の方は積み上がっております。以上でございます。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

取得したのが2200万ばかりで、この度売却で4千数百万ということですが、解体費が掛かる、あるいはこれまでいろんな修繕費を積んできた中で、町の方がですね、その簿価に対して損があったらいけんというのは、言い方おかしいんですけど、トントンもしくはそれ以上のものがないといけないという訳でありますけど、そのことの確認をちょっとしたかったんですけど、固定資産台帳でそのものが確認できるわけでしょうか。簿価が。現在。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

固定資産台帳につきましては、確認の方させていただきたいと思います。それで先ほども説明しましたように、今回の補償額につきましては取得額それから解体費、そういった経費で現在まで掛かっております費用を全部積み上げたもので積算の方をしてもらっておりますので、掛かった経費以下になっておることはございません。以上でございます。

●西嶋議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

それを聞いて安心しました。以上です。終わります。

●西嶋議長

他にございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

これより議案の討論および表決に入ります。

始めに議案第1号に対する討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号に対する討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配布してあるとおり議員派遣をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配布してあるとおり派遣することに決しました。

以上で本臨時会にされました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じるとともに、平成31年美郷町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前 9時 54分)